

一般社団法人千葉県社会福祉士会役員選出規則

規則第3号
＜制定＞平成24年10月28日

（目的）

第1条 この規則は、一般社団法人千葉県社会福祉士会（以下、「本会」という。）定款第12条及び第26条に基づき、役員候補者の選出に関する基本的事項を定めることを目的とする。

（役員の種類）

第2条 この規則において「役員」とは、理事及び監事をいう。

（理事の区分及び定数）

第3条 理事を次のとおり区分する。

- （1）会員理事 15人以内
- （2）会員外理事 5人以内

2 第1項第2号に規定する会員外理事とは、定款第5条第1項に定める本会の正会員ではない理事をいう。

（候補者の選出方法）

第4条 本会の役員候補者の選出方法は、次のとおりとする。

- （1）会員理事 立候補制とし、立候補者が定数を超える場合は正会員による投票を行い、定数までの上位得票者を候補者とする。
- （2）会員外理事 理事会の決議により候補者を選出する。
- （3）監事 理事会の決議により候補者を選出する。

2 前項第1号の投票方法等の細則および同第2号の会員外理事候補者の選出基準については、理事会において別に定める。

（会員理事の立候補）

第5条 会員理事に立候補する場合の要件は、次のとおりとする。

- （1）立候補者は、定款第5条第1項に規定する正会員であること。
- （2）立候補の時期は、役員改選にあたる総会の前の別に定める期間とする。
- （3）立候補の受付は、郵送によることとし、締切日の消印を有効とする。
- （4）立候補者は、所定の立候補届に立候補理由を明記し、提出しなければならない。

2 立候補者は、立候補にあたり正会員1人の推薦を必要とする。その場合には、推薦者は次の条件をすべて満たすことを要する。

- （1）推薦者は、所定の推薦書に推薦理由を明記すること。
- （2）推薦者が推薦できる立候補者は、1人とする。
- （3）推薦者は、立候補できない。

（選挙管理委員会）

第6条 役員選出にかかる公正な事務を行うため、選挙管理委員会を設置する。

2 選挙管理委員会の委員会定数は、5人とする。

3 選挙管理委員会は、20日以上30日を超えない範囲で、立候補受付期間を定めなければならない。

4 選挙管理委員会は、会員理事選出のための公示を、立候補受付期間開始日の2週間前までに行わなければならない。

5 選挙管理委員会は、立候補の受付及び審査を行い、理事会による会員外理事及び監事候補者の選出を受けて、立候補者名簿をととのえ、総会に提出する。

（選挙管理委員）

第7条 選挙管理委員は、正会員の中から公募し、応募が定数を超える場合抽選により選出され、会

長が委嘱する。

- 2 前項の公募方法等の細目については、理事会において別に定める。
- 3 選挙管理委員は、会員理事に立候補し、または立候補者を推薦することはできない。
- 4 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。
- 5 選挙管理委員の任期は2年以内とする。
- 6 第1項により選出された委員の名簿は、会長が会員に公表する。

(役員候補者名簿の送付)

第8条 役員候補者の名簿は、役員選出のための総会の議案とともに、会員宛に送付される。

(役員候補者の選任方法)

第9条 総会において役員を選任する際は、定款第26条第2項の規定により各候補者ごとに決議を行う。

(欠員)

第10条 役員に欠員が生じた場合の補欠候補者の選出方法については、理事会において別に定める。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、細目に関する事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第12条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規則は、本会の設立登記の日から施行する。
- 2 本会設立当初の役員選任については、本会設立総会の定めるところによる。